

**必読**

# 暮らしの法律ナビ

No.55

総合法律支援法  
一部改正

総合法律支援法は、裁判その他の法による紛争解決のための制度利用をより容易にすること等を目的として、平成16年に制定された法律です。

国は法トラブル解決の総合案内所として、日本司法センター(法テラス)を全国に設置しました。「だれに相談すればいいのか?」というような問題解決への「道案内」や、経済的に余裕のない方のために無料法律相談や法専門家の費用立替をする組織です。

今年5月の総合法律支援法一部改正の中に、「認知機能が不十分な高齢者や障害者の法的支援の充

実」について規定がなされ、「生活を営むために必要とする公的給付にかかるとする行政不服申立手続き」が新たに加わりました。但し、未だ法律が施行されていなかったので、具体的にどの手続きが含まれるのかははっきりしません。なるべく多くの手続きが含まれるように期待したものです。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

☎079-561-2050  
土日相談可 tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>